

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

準備書面 1

2017(平成29)年2月17日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告代理人

弁護士 佐藤博文
外

目次

第1	本書面の目的	4
第2	南スーダンの情勢	4
1	UNMISS軍司令官代理の情勢認識	4
2	国連調査団による警告	4
3	国際人権団体の報告	5
4	国連人権理事会での報告	5
5	国連事務総長の寄稿	5
6	武器の蔓延	5
7	政府軍兵士による住民虐殺	5
8	国連事務総長特別顧問声明	6
9	安保理による報道声明	6
10	小括	7
第3	国連等の対応	7
1	1年延長の安保理決議	7
2	南スーダン制裁決議案	7
3	小括	8
第4	日報等の隠蔽	8
1	日報等の隠蔽と発覚の経緯	8
2	公表時の隠蔽	9
3	公表後の隠蔽	10
第5	日報等の内容	10
1	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1635号(平成28年7月7日)	10
2	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1636号(平成28年7月8日)	13
3	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1637号(平成28年7月9日)	16

4	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1638号(平成28年7月10日)	19
5	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1639号(平成28年7月11日)	22
6	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1640号(平成28年7月12日)	25
7	モーニングレポート(平成28年7月8日(金)) 中央即応集団司令部	28
8	モーニングレポート(平成28年7月11日(月)) 中央即応集団司令部	28
9	モーニングレポート(平成28年7月12日(火)) 中央即応集団司令部	33
10	モーニングレポート(平成28年7月13日(水)) 中央即応集団司令部	34
11	日報等からわかること	35
12	その他の報道について	37
第5	まとめ	37

第1 本書面の目的

本書面では、本件提訴後の南スーダンの最新情勢、とりわけ紛争の実態と南スーダンPKOの活動を巡る変化について論じ、南スーダンが武力紛争状態であること、PKO参加5原則を満たしていないことを明らかにする。

第2 南スーダンの情勢

1 UNMISS軍司令官代理の情勢認識

UNMISS軍司令官代理は2016（平成28）年11月末に、南スーダンのキール大統領派とマシャール前副大統領派の対立について「和平合意が維持されているとは言えない」とし、陸上自衛隊が活動するジュバの治安状況は「予測不可能で非常に不安定」との情勢認識を述べた。

同司令官代理は、2015年8月の和平合意後も、キール大統領派とマシャール前副大統領派による散発的な戦闘が繰り返され、「武装勢力がジュバに侵入して治安部隊を攻撃するといった戦闘の可能性を排除できない」と述べたうえ、両派による7月の大規模戦闘についても「7月も平穏に見えたが、戦闘が突然始まった」と不安定で危険な治安情勢への認識を示した（2016年11月26日、朝日新聞朝刊）。

2 国連調査団による警告

同年11月に南スーダン各地を10日間かけて回った国連調査団の調査によると、政府軍（キール大統領派）も反政府軍（マシャール前副大統領派）のいずれもが、子どもを盛んに徴兵し、兵力増強をしていると指摘した。

同調査団は、「乾期（11月～3月）が始まり（各地で移動が容易になり）戦闘激化が予想される」と警告したうえ、「民族間の暴力と緊張は前代未聞の状況だ」と危機的状況を訴えた（2016年12月2日、しんぶん赤旗）。

また、同調査団は「各地で集団強姦や村の焼き打ちが行われ、民族浄化が進んでいる」との声明を出し、国連人権理事会の米国代表も「南スーダ

ン政府が（首都ジュバのある）中央エクアトリア州で一般市民を狙った大規模攻撃を準備しているとの信頼できる情報がある」とも指摘している（2016年12月3日、北海道新聞朝刊）。

3 国際人権団体の報告

国際人権団体の同年11月末の報告によると、主要都市イエイでは、政府軍兵士による殺人やレイプ、反政府勢力による拉致などが多発し、数十万人が逃げ出した（2016年12月13日、朝日新聞朝刊）。

4 国連人権理事会での報告

同年12月14日、国連人権理事会で、南スーダンの人権問題担当の専門家委員会の委員長が「南スーダンは全面的な民族間の内戦に陥る危機に直面している」「国内の幾つかの地域で民族浄化が進んでいる」と、武力紛争を伴う民族間における危機的な対立が激化していることを指摘した（2016年12月16日、しんぶん赤旗）。

5 国連事務総長の寄稿

国連事務総長は12月16日付のニューズウィーク誌に寄稿し、南スーダンについて「残虐行為がジェノサイド（民族大虐殺）に発展する危険性が現実としてある」「雨期が終わり、紛争当事者らが新たな暴力の連鎖を始める準備をして」と警告をした（2016年12月18日、北海道新聞朝刊）。

6 武器の蔓延

南スーダンは、武装勢力が乱立する国と接していることから、各国から武器が流入しており、国内には自衛手段として武器を所持している住民も多く、武器が蔓延している。

12月上旬、西部ワウでは、多数派ディンカ民族による少数民族へのヘイトスピーチが行われ、国連職員は「職員でも国連施設外に出られない状況」と話した（2016年12月25日、朝日新聞朝刊）。

7 政府軍兵士による住民虐殺

政府軍と反政府勢力の戦闘により、南部イエイの治安が悪化し、多くの

住民が難民となり隣国のウガンダに流入している。南スーダンが内戦状態に陥った2016年7月以降、1日平均2000人以上が流れ込んでいる。

南スーダンからウガンダに逃げてきた少数派民族は、「多数派民族ディンカの政府軍兵士が、少数派民族の家に火をつけている。抵抗した兄が政府軍兵士に殺され、怖くなって逃げてきた」「政府軍兵士に見つかりと女性はレイプされる。養母は抵抗したため、ナイフで首を切り落とされた」「政府軍に見つかりと、少数派民族の男性は殺される」などと話している（2017年1月31日、朝日新聞朝刊）。

8 国連事務総長特別顧問声明

国連の事務総長特別顧問は、2017年2月7日、南スーダン情勢について、「（民族間の）大虐殺が発生するリスクが常に存在している」と警告する声明を出した。1月だけで隣国ウガンダに5万2000人超が逃れており、多くの避難民が市民の殺害や性暴力、家屋の破壊、財産の収奪などを証言しているという（2017年2月9日、朝日新聞朝刊）。

同特別顧問は、陸上自衛他が活動するジュバの南約110キロにある中央エクアトリア州カジョ・ケジ周辺の状態について懸念を表明した。すなわち、政府軍の制限により、PKO部隊などの「移動が滞っている」ほか、隣国との国境を越えて逃げようとする人々に対しても「政府軍が妨害している」と指摘した（2017年2月9日、毎日新聞朝刊）。

9 安保理による報道声明

国連安全保障理事会は、報道機関向けの声明を発表し、南スーダンで続く戦闘を強く非難した。

その中で、民間人に対する攻撃を「最も強い言葉」で非難し、民間人の殺害や性的暴力、住宅の破壊、民族間の暴力等が報告されていることに、深刻な懸念を改めて表明した。民間人の攻撃は戦争犯罪であり、関与した者は制裁の対象となると警告もしている（2017年2月14日、しんぶん赤旗）。

また、南スーダン政府がUNMISSの活動を阻害していることも指摘

している。

さらに、南スーダン政府と国連とが締結している「兵力地位協定」に違反した行動を取っていることに深く失望したと表明している。兵力地位協定は、国連とPKO受け入れ国が必ず締結しているもので、これが受け入れ同意の根拠となっているものであるが、南スーダン政府はこれまで繰り返して兵力地位協定に反する行動を取り続けたため、安保理はこれまでも同様の非難をしていた。

10 小括

このような現地の情勢からすると、PKO参加5原則のうち①紛争当事者間の停戦の合意など崩れ去っており、ジェノサイドすら起こりかねない内戦状態・戦闘状態であることは明らかである。

また、南スーダン政府においてPKO受け入れ同意の根拠である「兵力地位協定」に違反した行動をとっていることから、②紛争当事者が国連と日本に対してPKO参加の同意を与えているとも言えない。

第3 国連等の対応

1 1年延長の安保理決議

2016年12月16日、国連安全保障理事会は、UNMISSの任期を2017年12月15日まで1年延長する決議を全会一致で採択した。

この中で、南スーダンの安定を損なう当事者に対する制裁措置を警告し、武器禁輸を含めた「適切な処置」を検討することが明記された（2016年12月18日、北海道新聞朝刊）。

2 南スーダン制裁決議案

国連安全保障理事会で、米国が自ら配布した武器禁輸などの対南スーダン制裁決議案について、日本政府に賛同を強く求めた。米国は、南スーダンの混乱がジェノサイド（集団殺害）などに発展することを懸念したものである（2016年12月21日、朝日新聞朝刊）。これに対して、日本政府は、難色を示した（2016年12月19日、北海道新聞朝刊）。

その後、制裁決議案への対応を巡り、日本政府は、「制裁により国連と南スーダン政府との対立が深まり、首都ジュバで国連平和維持活動(P K O)に参加する陸上自衛隊のリスクが高まると判断」し、反対する方向で調整に入ったものの、米国国連大使に「理解できない」と批判されていた(2016年12月21日、北海道新聞夕刊)。米国国連大使は、「一部で既に虐殺が始まっている。ラジオでは復讐を誓う声明が流れている」「2か月間で家々や学校、商店など少なくとも1900の構造物が破壊された」「政府軍は少なくとも4千人の部隊を移動させており、(少数派民族を狙った)大規模な戦闘はすぐに始められる」と大量虐殺への危機感を表していた(2016年12月25日、朝日新聞朝刊)。

結局、日本政府は制裁決議案に対して棄権し、同決議案は安全保障理事会において否決された(2016年12月24日、北海道新聞朝刊、毎日新聞朝刊)。

3 小括

南スーダンの安定を損なう当事者に対する制裁措置は否決されたものの、UNMISSは、政府軍及び反政府軍のいずれに対しても、任期を延長した1年については、武力を用いた対応を含めてより強硬な態度で臨まざるを得ないのであり、③中立性の厳守もできない。

第4 日報等の隠蔽

1 日報等の隠蔽と発覚の経緯

フリージャーナリストが2016年9月30日に、7月7日～12日の日報「日々報告」を情報公開請求したところ、防衛省は、12月2日に、「すでに廃棄しており、保有していなかったことから、文書不存在につき不開示」と決定した(2017年2月10日、北海道新聞朝刊及び朝日新聞朝刊)。同省の規則では、文書の保存期間基準は3年間であるが、例外的に「随時発生し短期に目的を終えるもの」などは廃棄が可能として、日報は「上官に報告しており、使用目的を終えた」ことを理由に廃棄してい

ると説明していた。また、次の部隊への引き継ぎ事項をまとめた文書に、日報の内容が一定程度反映されており、日報は電子データを含めて残っていないと説明していた（2017年2月7日、北海道新聞朝刊）。

これに対して、元公文書管理担当大臣の河野太郎衆議院議員が、12月22日に防衛省担当者に対して「電子データすら残していないのはおかしい」と再調査を求めた。防衛省は「放っておくと大変なことになると騒ぎになった」とのことで、改めて調査を行ったところ、4日後の26日には電子データが残っていたことが判明したという（2017年2月10日、朝日新聞朝刊）。

にもかかわらず防衛省は、南スーダン国連平和維持活動派遣部隊の日報の存在を12月26日に把握しながら、2017年2月6日まで保管をしていたことを明らかにしなかった。「どこまで黒塗りにして、どこまで開示するか調整に時間がかかった」との理由で、1か月以上、その存在を伏せていたという（2017年2月9日、北海道新聞夕刊）。稲田防衛大臣への報告ですら、存在把握から1か月遅れの2017年1月27日であった（2017年2月9日、朝日新聞夕刊、2017年2月10日、日本経済新聞朝刊）。

このように防衛省は、情報開示請求に対して「廃棄した」と回答していた日報について、一転して省内で保管していたことを認めたのであるが、回答当時、一部の職員は保管を知らず申し出なかったという（2017年2月8日、読売新聞朝刊）。

以上の経緯からして、防衛省内からですら「隠蔽と言われても仕方ない」との声があがっているように（2017年2月7日、北海道新聞朝刊）、派遣に反対する世論の高まりを恐れた防衛省が意図的に隠した可能性が高い。

2 公表時の隠蔽

防衛省は、陸自派遣部隊が作る日報「日々報告」の2016年7月11日、12日付のほか、日報をもとに上級部隊の陸自中央即応集団（CRF）

が作成する「モーニングレポート」も公表した。ただ、派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報の部分は黒塗りにされた（2017年2月8日、朝日新聞朝刊）。

もともと、黒塗りの部分が真に派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報の部分に限られているのか不明であり、1で述べた発覚に至る経緯からして、不都合な事実について広範に黒塗りにしてしまっている可能性も高い。

3 公表後の隠蔽

首都ジュバの情勢について、安倍首相らが「散発事案」と国会答弁等で示した表現が、日報では「戦闘」と記載されている（2017年2月8日、しんぶん赤旗朝刊）。

これを受けて、防衛省制服組トップの河野克俊統合幕僚長は、「戦闘」という表現について、隊員に対して、「よく意味を理解して使いように指示した」（2017年2月10日、北海道新聞朝刊）。

これは、日報を作成する現場の隊員に対して、「戦闘」という表現を使わないようにとの指示であり、今後作成される日報においては、言葉の言い換えが行われ、現地の実態に即さない表現で日報が作成される可能性が高まる。

このように防衛省は、現地の情勢について、あくまでも隠蔽しようとしているとって過言ではない。

第5 日報等の内容

公表された日報等は、陸上自衛隊第7師団（千歳）中心の第10次隊が活動していた2016年7月に関するものである。かかる日報等には、以下のような記述がある。

1 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1635号（平成28年7月7日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイト（文民保護サイト、代理人注記）を含むUNハウス（国連南スーダン派遣団＝UNMIS S S司令部所在地、代理人注記）周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA（政府軍、代理人注記）及び大統領警護隊からのハラスメント及び建国5周年に伴う市民の動向に注視が必要

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、現地の情勢変化、UNMIS S Sからの指図及びCRF（陸上自衛隊中央即応集団、代理人注記）の指揮により施設整地等、文民保護に資する活動主体に実施するとともに、UN施設強化、整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施する。

この際、UNMIS S S主催の南スーダン建国5周年記念行事（スポーツ交流）に参加するとともに、記念行事会場の天幕構築支援を実施し、信頼関係の醸成を図る。

(3) 情勢（5／7）（25頁、別紙第3－5）

ア ジュバ市内の情勢

9日の独立記念日又は治安状況の悪化に関連した武器検索が市内で実施されているものと思料され、SOF A（兵力地位協定、代理人注記）違反への対応には注意が必要。

イ 評価

ジュバ市内において経済の悪化に伴う治安事象及び窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、POCサイト周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ等に注意が必要であるとともに、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要。

(4) 患者受信状況（別紙第4）

受診患者計11名（7月6日1800c～7月7日1800c）

- ア 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（34頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

（6／1，14，20，23，30）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

（6／13，14，18）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

（6／5，13，14，29，7／2）

(エ) 市内において武器検索の兆候（7／6）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(6) 7月8日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（36頁、別紙第7-1）

ア 隊は、現地の情勢変化、UNMISSからの指図及びCRFの指揮により施設整地等、文民保護に資する活動主体に実施するとともに、UN施設強化・整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施する。

この際、UNMISS主催の南スーダン建国5周年記念行事（文化紹介、フードフェスティバル）に参加し、UNMISS参加各国との信頼関係の醸成を図る。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(7) 予想シナリオと我に及ぼす影響（59頁）

関係悪化モデル

ア ジュバの内戦状態に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

2 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1636号（平成28年7月8日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLA（政府軍、代理人注記）とiO（前副大統領派、代理人注記）との抗争が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメント及び建国5周年に伴う市民の動向に注視が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(4) 情勢（5／10）（22頁、別紙3－5）

ア 7日2000頃から約15分間30発以上の発砲音を南西方向から

確認

イ 7日2000頃、グデレ地区のロウクリニック（病院）近傍でSPLAとiOの銃撃が発生

iO側の発表によると、iO側の兵士を乗せた大統領警護隊が発砲し銃撃に発展、SPLA側に5名、SSNPS（南スーダン国家警察、代理人注記）に3名、NSS（国家治安局、代理人注記）に2名の死者、iO側に2名の負傷者が発生している模様

現在は落ち着いているが、緊張状態は継続中

ウ 図に「曳光」

(5) 情勢（7／10）（24頁、別紙第3－7）

ア ジュバ市内の情勢

7日2050頃、キール氏とマシャル氏が電話により対談、両部隊を抑制し、事態の悪化を防ぐことを確認

→両勢力の末端の隊員に対する強制力については不明であるが、事態の沈静化に期待

イ 評価

ジュバ市内において経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLAとiOの抗争への巻き込まれ、SPLA、大統領警護隊からのハラスメント及び流れ弾には注意が必要

(6) 情勢（8／10）（25頁、別紙第3－8）

評価

ジュバ市内においては、多数のSPLAによる武器検索が各主要な交差点等で実施されており、緊張状態が高まっている。

(7) 患者受診状況（32頁、別紙第4）

受診患者計7名（7月7日1800c～7月8日1800c）

ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

- ウ 施設器材小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (8) 総括（34頁、別紙第6）
 - ア 情勢（事象）
 - (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認
（6／1, 14, 20, 23, 30, 7／7）
 - (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生
（6／13, 14, 18）
 - (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生
（6／5, 13, 14, 29, 7／2）
 - (エ) 市内における武器検索の実施（7／6, 7, 8）
 - (オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突
（7／7）
 - (カ) （黒塗り、代理人注記）
（7／7）
 - イ 評価

ジュバ市内においては、突発的に抗争等が生起する可能性については否定できず、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。
- (9) 7月9日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（36頁、別紙第7-1）
 - ア 隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。
 - イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）
- (10) 予想シナリオと我に及ぼす影響（57頁）
 - 関係悪化モデル
 - ア ジュバでの内戦状態に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

3 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1637号（平成28年7月9日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iO（前副大統領派、代理人注記）との抗争が生起したことから、宿营地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注視が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力対峙の兆候が確認されていることから、夕方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要。

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(4) 情勢（1／7）（16頁、別紙第2-1）

ア 8日夕、ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘が生起した模様。細部経緯は不明

キール大統領及びマシャル第1副大統領は、事態の抑制を呼びかけている模様

イ 8日夕、ジュバにおけるSPLAとSPLA-iO間の戦闘により、

双方合わせて約150名の死傷者が発生している模様

SPLAとSPLA-iOの両指導者が衝突の回避を働きかけたものの、抗争は抑制されておらず、更なる抗争の悪化に注意が必要。

(5) 情勢 (2/7) (17頁、別紙第2-2)

ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘が生起しており同事象の波及に注視

(6) 情勢 (4/7) (19頁、別紙2-4)

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況

- (ア) 1727 宿営地南西方向から射撃音
- (イ) 1737 大統領府方向から煙を確認
- (ウ) 1742 宿営地南東方向から射撃音
- (エ) 1855 対戦車ヘリ2機(Hi-24)が大統領府上空を旋回
- (オ) 1906 ビルファムロードをSPLA車両×10が北上
- (カ) 1907 ビルファムロード北から南へTK(装甲車、代理人注記)×1両移動
- (キ) 2030 曳光弾 計50発
~2327 宿営地南西及び北方向
- (ク) 0333 宿営地南方向から射撃音

イ 評価

大統領府近傍で始まった銃撃が、徐々にジュバ市南西方向(UNハウス方向)へ拡大していった模様

夜間においても、散発的な射撃が確認されているが、夜明けから銃撃が激化する可能性があり注意が必要

(7) 情勢 (5/7) (20頁、別紙第2-5)

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況

- (ア) 0411 南西方向 射撃音6発 距離約1km以上
- (イ) 0419 南西方向 射撃音3発 距離約1.5km以上

- (ウ) 0425 南西方向 機関銃らしき射撃音15発以上 距離約1km以上 (曳光弾2発)
- (エ) 0427 南西方向 射撃音継続
- (オ) 0449 南西方向 射撃音3発 距離約1km
- (カ) 0736 南西方向 射撃音5発 距離約1km
- (キ) 0829 ビルファムロードをSPLA車両
～0955 13両南進、2両北進

イ 評価

1637以降射撃に関する情報は報告されていないものの、両勢力のUNハウス近傍における対峙は継続されているものと見積もられ、夕闇に紛れた報復等が発生する可能性があり注意が必要

(8) 患者受診状況 (27頁、別紙第4)

受診患者計2名 (7月8日1800c～7月9日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (29頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(6/1, 14, 20, 23, 30, 7/7, 8, 9)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(6/5, 13, 14, 29, 7/2, 8, 9)

(エ) 市内における武器検索の実施 (7/6, 7, 8)

(オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突

(7/7, 8, 9)

(カ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7)

イ 評価

ジュバ市内においては、SPLAとiOによる衝突が生起しており、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(10) 7月10日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(31頁、別紙第7-1)

ア 隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）、宿営地警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(11) 予想シナリオと我に及ぼす影響（46頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

4 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1638号（平成28年7月10日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの戦闘が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、
装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒
レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（1／6）

ア 8日夕、ジュバにおけるSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘に
よりSPLA約90名、SPLA-iO約37名、民間人約25名が
死亡した模様

キール大統領及びマシャル第1副大統領は、事態の抑制を呼びかけ
ている模様

大規模な衝突は発生していないものの散発的な銃声は確認されてお
り、今後も報復の可能性は否定できず注意が必要

イ 9日、朝、イエイにおいてSPLAの兵舎が何者かによって襲撃さ
れ、SPLA側の兵士が1名負傷した模様

→ジュバでの衝突との関連性については不明であるが、引き続き南ス
ーダン全域への波及に注視

(5) 情勢（2／6）

ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOによる衝突が生起しており
同事象の波及に注視

図において「ジュバで戦闘」

(6) 情勢（4／6）

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況（9日）

（ア） 9日2052頃、宿営地南東方向から射撃音が観測され、以降
散発的な射撃音が観測された

（イ） 9日2056頃、射撃音1発

（ウ） 9日2052頃、射撃音1発

2123頃、曳光弾1発（無音）

2 1 3 1 頃、曳光弾 1 発（無音）

2 3 0 8 頃、1～2 km 爆発音

イ 評価

2 3 0 8 以降射撃に関する情報は報告されていないものの、（黒塗り、代理人注記）されているものと見積もられ、引き続き注意が必要。

(7) 情勢（5／6）

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況（10日）

(ア) 10日 1106頃日本対宿営地南側トルコビル周辺でSPLAとSPLA-iOとの銃撃戦が発生

（黒塗り、代理人注記）

(イ) 図

UNハウス近傍での「戦闘の生起」

イ 評価

両勢力のトンピン地区及びUNハウス近傍における戦闘は継続しており、引き続き注意が必要

(8) 総括（28頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

（6／1, 14, 20, 23, 30, 7／7, 8, 9, 10）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

（6／13, 14, 18）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

（6／5, 13, 14, 29, 7／2, 8, 9）

(エ) 市内における武器検索の実施（7／6, 7, 8）

(オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突

（7／7, 8, 9）

(カ) （黒塗り、代理人注記）

（7／7）

イ 情勢（評価）

ジュバ市街においては、SPLAとSPLA-iOによる衝突が生起しており、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(9) 7月11日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（30頁、別紙第7-1）

ア 隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）この際、（黒塗り、代理人注記）に移行する。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）、宿営地警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(10) ジュバ市内衝突事案について（43頁、別紙第12）

ア 0830c UNトンピン地区南西150m付近でSPLA車両が何者かによって襲撃を受けた模様。じ後、砲迫含む銃撃戦に発展

イ 1615c ジュバ市内各所で衝突が発生し緊張状態、UNハウス地区のIDP（国内避難民、代理人注記）は約2000名

(11) 予想シナリオと我に及ぼす影響（46頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

5 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1639号（平成28年7月11日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLA（政府軍、代理人注記）とSPLA-iO（前副大統領派、代理人注記）との戦闘が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的戦闘への巻き込まれに注意が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイト（文民保護サイト、代理人注記）を含むUNハウス（国連南スーダン派遣団＝UNMISS司令部所

在地、代理人注記) 周辺では、両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要

イ 活動に及ぼす影響 (4 頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果 (5 頁)

隊は、情勢変化に伴い (黒塗り、代理人注記) に移行する。

(3) 明日の活動予定 (7 頁)

隊は、情勢変化に伴い (黒塗り、代理人注記) に移行する。

(4) 情勢 (1 / 6) (別紙 1 - 5)

JMEC (合同監視評価委員会、代理人注記) は南スーダンの速やかな停戦を要請した模様

国連安保理は今回の戦闘の責任者を裁くよう主張し、市民及び国連職員にたいして攻撃した行為は戦争犯罪であると強調

今戦闘に対する国際社会からの評価及び対処は厳しいものになっているものの、(黒塗り、代理人注記) ものと思料

(5) 情勢 (2 / 6) (別紙 1 - 5)

キール大統領が 11 日 1800 停戦命令により SPLA 側はセレブレーションファイアを実施

SPLA-iO 側については、統制がとれないことから、断続的な戦闘は継続するものと思料

(6) 情勢 (5 / 6) (20 頁、別紙 4 - 5)

ジュバ市内の戦闘に関する状況 (11 日)

ア 0635 以降、ビルファムストリート沿いを中心に UN トンピン (自衛隊宿営地所在地、代理人注記) 周辺、ジョン・ギャラン霊廟及築一体において戦闘が生起

イ SPLA 兵士が (黒塗り、代理人注記) している模様を確認

ウ 1730 現在も散発的な射撃が継続中

エ 流れ弾には注意が必要

オ 評価

1800、キール大統領は停戦を宣言した模様。しかし、両勢力間での抗争の可能性は継続するため、引き続き注意が必要

(7) 総括 (28 頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(6/1, 14, 20, 23, 30, 7/7, 8, 9, 10, 11)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(6/5, 13, 14, 29, 7/2, 8, 9, 10, 11)

(エ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(オ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7, 10, 11)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での衝突 (以下略) 等に注意が必要

(8) 7月12日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令 (30 頁、別紙第7-1)

ア 隊は、情勢変化に伴い (黒塗り、代理人注記) この際、 (黒塗り、代理人注記) に移行する。

イ 警備レベル (黒塗り、代理人注記)、宿営地警備レベル (黒塗り、代理人注記)

(9) ジュバ市内衝突事案について（４３頁、別紙第１２）

ア 事案の概要

- (ア) （黒塗り、代理人注記）近傍にて砲迫含む銃撃戦
- (イ) （黒塗り、代理人注記）頃、（黒塗り、代理人注記）に弾着（黒塗り、代理人注記）が負傷
- (ウ) （黒塗り、代理人注記）頃、（黒塗り、代理人注記）が攻撃
- (エ) （黒塗り、代理人注記）激しい銃撃戦
- (オ) （黒塗り、代理人注記）にてTK（装甲車、代理人注記）射撃含む激しい銃撃戦
- (カ) １３１０c 宿営地５、６時方向で激しい銃撃戦
- (キ) １３１５c 宿営地南方向距離２００トルコビル付近に砲弾落下

(10) 予想シナリオと我に及ぼす影響（５０頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

6 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1640号（平成28年7月12日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（４頁）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での抗争（中略、代理人注記）等への巻き込まれ及びSPLAによるIDP（国内避難民、代理人注記）に対する攻撃等に注意が必要

イ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（５頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）

(3) 明日の活動予定 (7 頁)

隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿营地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

(4) 情勢 (1 / 6) (16 頁、別紙 2 - 1)

11 日 1500 にキール大統領とマシャル副大統領による停戦合意が締結

ジュバ市内に展開した SPLA と iO との間で偶発的に抗争が生起する可能性があり、注意が必要であるとともに、今後、逐次に市内の検問が減少すると見積もられ UNMIS S パトロールの状況等に注視

(5) 情勢 (5 / 6) (20 頁、別紙第 2 - 5)

ジュバ市内の戦闘に関する状況 (12 日)

ア 今後も UN 施設近辺で偶発的に戦闘が生起する可能性があり、流れ弾には注意が必要であるとともに、本日の (黒塗り、代理人注記) については細部不明であるが、同様の事象が今後も発生する可能性があり注意が必要

イ 評価

UN 施設への (黒塗り、代理人注記) 避難民の受け入れ及び (黒塗り、代理人注記) による周辺の治安状況、衛生環境の悪化又は SPLA による UN 施設法網への攻撃には引き続き注意が必要

(6) 患者受診状況 (別紙第 4)

受診患者計 7 名 (7 月 11 日 1800 c ~ 7 月 12 日 1800 c)

ア 本部付隊 3 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
イ 第 1 施設小隊 2 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
ウ 第 2 施設小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
エ 警備小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (28 頁、別紙第 6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)

(エ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(オ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7, 10, 11)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での衝突 (以下略) 等に注意が必要

(8) 7月13日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令 (30頁、別紙第7-1)

ア 隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿営地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

イ 警備レベル (黒塗り、代理人注記)、宿営地警備レベル (黒塗り、代理人注記)

(9) ジュバ市内衝突事案について (44頁、別紙第12)

ア 事案の概要

射撃の状況

1514c、5時方向 (黒塗り、代理人注記) 射撃音以外、宿営地周辺射撃音なし

イ 図

0720c

戦闘は生起していないものの散発的なMG（マシンガン、代理人注記）射撃音

(10) 予想シナリオと我に及ぼす影響（50頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

7 モーニングレポート（平成28年7月8日（金））中央即応集団司令部

(1) ジュバ市内の状況

ア 7日2010、宿営地南西方向約500mから射撃音約35発を確認

イ iO報道官によると、7日2000、グデレロードにおいてSPLAとiOの衝突が発生し、多数のSPLA兵士が死亡、iO側の1名が負傷

(2) 次週の主要活動呼びレベル評価（1/2）

ア UNハウスまでの移動間、UNに対するハラスメントは否定できない。

イ UN軍人を対象とした犯罪は発生していないが6/13, 14, 18に金品目的のハラスメントが発生している。

8 モーニングレポート（平成28年7月11日（月））中央即応集団司令部

(1) ジュバ市内におけるSPLA及びiO間の衝突事案（7月7日）

ア 事案の概要

(ア) 7月7日2000頃（日本時間8日0200頃）、ジュバ市内北西部グデレロードにおいて、SPLAとiO（計10名）の間で銃撃戦が発生。これにより、SPLA側3名が死亡、iO側2名が負傷

現地情報によると、状況はiO側が車両検問を強引に通過しよ

うとして、これにSPLA等が過剰反応した模様

イ 事案発生の原因に関する報道・現地情報等

(ア) SPLA/iO

iO側の兵士を乗せた車両に大統領警護隊が発砲し銃撃に発展

(イ) 施設隊2科

SPLAのMP(軍警察、代理人注記)、NSS(国家治安局)、大統領警護隊の合同チームにより実施していた検問を車両が無理やり通過しようとして銃撃が発生

(2) 7日の銃撃事案発生に係る評価

ア 最近のジュバ市内におけるSPLA・SPLA/iO関連の事象

- ① 6月16日、国家治安局がマシャル第1副大統領の車両を射撃
- ② 6月19日、国家治安局がiO司令官の車両を射撃
- ③ 6月30日、SPLAの兵士1名が強盗に撃たれて死亡
- ④ 7月2日、軍情報部要員(キール大統領派)がiO将校及び警護隊員(iO側)を殺害
- ⑤ 7月5日、何者かが携帯式ロケット弾を居住区に発射し、3人が重傷
- ⑥ 7月6日、車両の没収を巡り政府側とiOの兵士が小競り合い
- ⑦ 7月7日、政府軍兵士がiO側の車両を捜索した際、小競り合いから銃撃戦に発展

イ 日本時間8日1500現在のCRF情報部評価

6月中旬以降、ジュバ市内においてiOに対する公然とした嫌がらせとも取れるような事案が発生していた模様

一方、iO側の関与情報はないものの、SPLA兵士の殺害やロケット弾により民間人が負傷する治安事象がジュバ市内で発生しており、SPLAとiOとの間で相互不信、疑心暗鬼の状況が生じた可能性

このような状況を踏まえると、7日の銃撃事案は単発的に発生し

たものではあるが、最近の個別事象が積み重なり、その中で両者にフラストレーションが溜まる中で突発的に発生した可能性

本事案で、政府側には3名の死亡者（i O側は負傷者のみ）が発生しており、これが更なるフラストレーションを政府側にもたらすとも考えられ、さらにエスカレートする可能性があり要注意

(3) ジュバ市内におけるSPLA及びi O間の衝突事案(7月8日以降)

ア 8日1730頃(日本時間8日2330)、7日に発生した事案への処置を検討するため、キール大統領、マシャル第1副大統領及びイッガ副大統領が大統領府で協議中、大統領府周辺で銃撃戦が発生。その後、大統領府近傍から黒煙が上がるとともに、ジュバ市内でSPLAの攻撃ヘリや戦車の動きを確認。報道によると同地域の銃撃戦で約150名が死亡した模様(他地域の銃撃戦と合わせ、約270名死亡の報道情報あり)

イ 9日、大統領府周辺における射撃音の確認数は減少するも、(黒塗り、代理人注記)

ウ 10日、(黒塗り、代理人注記) UNトンピン地区でも銃撃戦が発生

(4) 事案発生位置(7月8日)

- ②(黒塗り、代理人注記) 射撃音、煙
- ③ヘリ西方へ飛行
- ⑥対戦車ヘリ旋回
- ⑦戦車南下
- ⑧曳光弾

(5) 8日に発生した主要事象

ア ②8日1730c(2339i)

大統領府方向から射撃音及び黒煙が上がっているのを確認

イ ③8日1828c(0028i)

ヘリ×1がロコン方向へ飛行

- ウ ⑥8日1855c (9日0055i)
対戦車ヘリ×2が大統領府上空を旋回
- エ ⑦8日1907c (9日0107i)
戦車×1がビルファムロードを南下
- オ ⑧8日2030c (9日0230i)
宿営地南西方向で曳光弾計50発の射撃
- (6) 9日に発生した主要事象
- ア ①9日0333c (0933i)
0333cから同実0735cにかけ、宿営地南西方向で散発的な射撃音計35発
- イ ③9日1204c (1804i)
ビルファムロードを交換車両が北～南へ移動
- (7) 10日に発生した主要事象
- ア ③10日0908c (1508i)
UNトンピン地区南西150m付近でSPLA車両が何者かによって襲撃を受けた模様
- イ ④10日0922c (1522i)
2機の攻撃ヘリが離陸、低空にて9時方向へ移動
- ウ ⑥10日1108c (1708i)
トンピン地区トルコビル南側付近で小銃及び砲迫又はRPG (対戦車発射器、代理人注記) の射撃音
- エ ⑦10日1111c (1711i)
トンピン地区、ウエストゲート付近で激しい戦闘確認
- オ ⑧10日1221c (1821i)
トルコビル左下に着弾 (ランチャーと思われる)
- カ ⑨10日1339c (1939i)
宿営地南側方向、連続的な射撃音
- キ ⑩10日1743c (2343i)

TK（装甲車、代理人注記）、トルコビルに対し戦車砲を射撃、トルコビル西端に命中

(8) ジュバ市内情勢評価（7～10日の事象）

ア 7日以降、情勢は更に悪化。これまでの被害が、今後も更なる情勢の悪化に繋がるおそれ

（今後、情勢が更に悪化した場合、最悪のケースを想定した対応についても準備を検討することが必要と思料）

イ 今回の衝突により、SPLAとiOの相互不信は再燃し、衝突の火種がくすぶり続けることから、ジュバ市内の情勢安定には時間を要するものと思料

ウ このため、ジュバ市内（UNトンピン外）における施設隊の活動については、当面、慎重を期すことが必要

(9) ジュバ市内におけるSPLAとiO間の衝突事案の概要

ア 8日1729c（2329i）、ジュバ市内において衝突事案が発生（黒塗り、代理人注記）同時刻、ビルファムロードで北から南へ戦車の移動を確認

イ 10日1130c（1730i）、日本隊宿营地外西方、UNトンピン外のトルコビル一帯において、SPLA戦車1両を含む銃撃戦が生起、日没まで戦闘継続

(10) UNMISSトンピン地区の状況

トルコビル 銃撃戦（TK×1含む）

9 モーニングレポート（平成28年7月12日（火））中央即応集団司令部

(1) ジュバ市内におけるSPLA及びiO間の衝突事案（7月11日）

ア 事案の概要

（ア） 11日朝、クジュール山周辺において激しい銃撃戦が発生。またトンピン地区の他、複数の地区においても、射撃等が確認

（イ） 市内では、（黒塗り、代理人注記）が行われている模様

- イ 南スーダン政府高官等の反応
 - 11日、キール大統領及びマシャル第1副大統領は、それぞれ停戦を宣言
 - ウ その他
 - 中国のPKO兵士2名が、砲弾に当たるなどして死亡
- (2) 11日に確認された主要事象
- ア 11日1315c (1915i)
 - 宿営地外近傍施設 (UNトンピン外) への直射火器の弾着を確認、(黒塗り、代理人注記)
 - イ 11日1933c (12日0133i)
 - 宿営地南側方向で曳光弾による射撃を確認
 - ウ 11日2013c (12日0213i)
 - 宿営地南側～西側歩行で断続的な射撃を確認
 - エ 時間不明
 - 中国軍兵士2名死亡
 - オ 11日、キール大統領派停戦を宣言。但し、今後も両勢力間の戦闘は継続する可能性
- (3) 南スーダン情勢 (評価)
- ア ジュバ市内の状況等
 - (ア) 7日の銃撃戦を発端としたSPLAとiOの衝突は、ジュバ市内全域の戦闘へと拡大。10・11日も戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘がUNハウス・UNトンピン周辺で確認される等、緊張は継続
 - (イ) UNハウスにおいて中国軍兵士2名が死亡する等、UN兵士の巻き込まれ事案が発生しており、施設隊のUNトンピン外の行動には細心の注意が必要
 - (ウ) 現状では、(黒塗り、代理人注記) また、双方にかなりの被害が発生していることから、(黒塗り、代理人注記)

イ 和平交渉への影響

今回の衝突が政府・i O間の信頼関係に著しいダメージを与えたことは必至であり、今後の和平協議の見通しは不透明

(4) ジュバ市内におけるSPLAとi O間の衝突事案の概要

8日1729c(2329i)、ジュバ市内において衝突事案が発生(黒塗り、代理人注記)同時刻、ビルファムロードで北から南へ戦車の移動を確認

10 モーニングレポート(平成28年7月13日(水)) 中央即応集団司令部

(1) ジュバ市内におけるSPLA及びi O間の衝突事案(7月12日)

(黒塗り、代理人注記)トルコビル(宿営地の隣の建物、代理人注記)でSPLA兵士の存在が確認されるも、戦闘は発生していない模様

(2) 12日に確認された主要事象

ア 12日0635c(1235i)

トルコビル付近で、武器を携行した兵士及びピックアップトラック1両を確認

イ 12日、戦闘は確認されていないものの、散発的な射撃は継続。ジュバ市内は全般的に11日に比べ沈静化

(3) 南スーダン情勢(評価)

ア ジュバ市内の状況等

(ア) 11日のキール大統領及びマシャル第1副大統領による停戦命令後、市内は比較的落ち着いた状況。しかしながら、7日以降の状況から、両指導者の部隊に対するコントロールが効いているか慎重に見極める必要があり、また、双方にかなりの被害が発生したことから、現在の小康状態が継続するか注視が必要

(イ) 10日、11日にかけてUNハウスにおいて中国軍兵士2名が死亡する等、UN兵士の巻き込まれ事案が発生しており、施設隊のUNトンピン外の行動には細心の注意が必要

イ 和平交渉への影響

今回の衝突が政府・i O間の信頼関係に著しいダメージを与えたことは必至であり、今後の和平協議の見通しは不透明

(4) ジュバ市内におけるSPLAとi O間の衝突事案の概要

ア 事案の概要

(ア) 8日1729c (2329i)、ジュバ市内において衝突事案が発生

(イ) 9日2307c (10日0507i)まで散発的な射撃音を確認

(ウ) 10日1130c (1730i)、日本宿営地西側、UNトンピン外のトルコビル一帯において、SPLA戦車1両を含む銃撃戦が生起、日没まで戦闘継続

イ 南スーダン政府の状況

11日1800c 南スーダン大統領による停戦命令発令

11 日報等からわかること

(1) 公表された日報等から、2016年7月の段階で、政府軍（キール大統領派）も反政府軍（マシャール前副大統領派）による首都ジュバでの大規模戦闘が行われていることがわかる。

7月8日は、「戦車が南下」、「対戦車ヘリが大統領府上空を旋回」「えい光弾計50発の射撃」などの記載からわかるように、単なる散発的な衝突を遥かに超え、報告においても「戦闘」と表現せざるを得ない組織的戦闘行為が行われた。これにより、8日だけで約270名が死亡している。

10日と11日の2日間にわたり、長時間の激しい銃撃戦が繰り返されている。しかも、自衛隊宿営地の隣に建っているトルコビルにおいては、ロケット弾が着弾したり、戦車による砲撃が命中するなど、内戦状態としか表しようのない事態に至っているのである。

宿営地での警備レベルがそれまでよりも引き上げられ、活動内容も変

容を余儀なくされており、中央即応集団司令部においても「今後、情勢が更に悪化した場合、最悪のケースを想定した対応についても準備を検討することが必要と思料」する程度の状況であったのである。

これらの戦闘により、両派ともに甚大な被害が生じているうえ、国内避難民も多数出ている。

11日に、キール大統領及びマシャル第1副大統領は、それぞれ停戦を宣言しているが、これは両派の認識では、それまでは交戦状態であったのである。

これは、PKO参加5原則のうち、①紛争当事者間で停戦の合意が成立していることという要件を満たしていなかったということである。

(2) 7月10日から11日にかけては、UNハウスにおいて中国軍兵士2名が死亡するなど、PKO部隊に被害が及んでいることが明らかになっている。

また、派遣された部隊に対して、SPLA及び大統領警護隊からのハラメントが継続的であったことが伺われる。

さらに10日には、陸自派遣部隊の宿営地の隣のビル（トルコビル）で「ビル左下に着弾（ランチャーと思われる）」「ビルに対し戦車砲を射撃、ビル西端に命中」とあるように、自衛隊の宿営地に危険が差し迫っていることがわかる。

このことから、PKO参加5原則のうち、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意しているという要件も到底満たしていない。

(3) 以上から、現場の自衛官が戦闘行為に巻き込まれ生命の危険にさらされたことは明らかである。

(4) なお、日々報告及びモーニングレポートのいずれも、上記①及び②の要件該当性に関わる事実と思われる部分にすらマスキングが多く施されている。

これらの部分についてのマスキングを除去すれば、より一層、PKO参加5原則の要件を満たさないことは明らかになる。

12 その他の報道について

南スーダン政府軍報道官によると、マシャル派は7月10～11日、空港制圧を狙い、自衛隊宿営地の隣で建設中だった9階建てビルを占拠し、ここからロケット砲などで政府軍を攻撃した。2日間の激しい銃撃戦の末、兵士5人とマシャル派23人が死亡した。

国連報告等によると、国連宿営地内の182の建物が銃弾やロケット弾を受け、中国部隊の隊員2人が死亡し、宿営地内にいた避難民も含め、戦闘で計数百人が死亡した。国連施設付近では大破した政府軍の戦車が放置され、迫撃砲弾で吹き飛んだ家屋もあった。施設近くでは、国際NGOの職員が政府軍兵士に集団でレイプされた（2017年2月10日、朝日新聞朝刊）。

第5 まとめ

以上の南スーダンの現状からして、PKO参加5原則を満たしていないことは明らかである。そのため、被告においては、南スーダンへのPKO派遣は憲法違反であることを自ら認め、速やかに南スーダンから自衛隊の撤収をすべきである。

被告が自ら自衛隊の撤収をさせない場合、2017年5月からは北部方面隊第5旅団が第12次隊として派遣されることが決定されているのであるから、自衛隊員に犠牲者が出ないうちに、裁判所が本請求を認容することが求められる。

以上